

子どもの心と体を 守ってあげるのは あなたです



「子どもを生き育てていく、これは大変なことです。でも、今、思い返せばその時が一番張り合いがあったのかも」と語る年配の女性がいました。

子どもが出来たときの喜びと希望や不安、産みの苦しみと誕生の喜びを多くの母親は感じ、父親も享受してきたこととおもいます。しかし、子育てに入ると楽しさばかりではなく、責任は基より身体的にも精神的にも負担が大きくなります。それでも、大半の家族は悩みながら、そして周りに助けられながら苦楽を乗り越え、子どもを育て上げます。

でも、それらの重圧に耐え切れず、そのはけ口を児童虐待という形で現してしまうという悲しい出来事が多くなっていることも事実です。

親は「しつけ」と思っている、子どもに苦痛を与えている行為は虐待になることがあります。虐待は身体的な暴力ばかりではありません。(別表…虐待のパターン)

子育て最中の方で、仕事で疲れているとき、子どもがまとわり付いてくるのを邪魔と感じ突き放したり、子どもの気持ちを考えずに感情的に怒鳴ったり、子どもの個性を無視し、自分勝手な尺度でしつけを強要したりしたことはありませんか。これらのことが日常化し、自分でも感情の制御ができなくなっているなどは、虐待に結びつくきっかけとなる危険があります。

あなたに、このような危険な兆候があったら、信頼のおける方に相談したり、下記の相談機関にどうかご相談ください。





児童虐待は、子どもの身体や心に傷をつけるだけでなく、その成長に深刻な悪い影響を与えます。場合によっては、外傷、火傷、骨折、頭蓋内出血などによる障害や、極端な場合は死に至ることもあります。また、栄養不足、感覚刺激の不足による発達の遅れも問題となります。

精神面では、心的外傷(トラウマ)を持ち、そこから派生する過度の不安、うつ状態、情緒不安定、無感動、無反応など日常生活に支障をきたす精神状態を起こしたり、安定した愛着関係を経験できないことによる対人関係の問題(不信感、緊張、乱暴、引きこもり)、さらには、自尊心の欠如やアルコール、シンナー、薬物、異性などへの依存を起こしたりする心配があります。

また、将来、親になったときに、自分の子どもへ虐待を繰り返す虐待連鎖を引き起こす可能性もあります。

児童虐待は、子どもの心に深い傷を残すばかりか、計り知れない障害を与える危険な行為です。自制できず苦しみの日々に陥る前に、下記の相談機関や信頼する人に相談してください。

虐待の4つのパターン (児童虐待防止法)

<p>身体的虐待</p> 	<p>身体に危害を加え、健康や生命に危険を及ぼす行為です。例えば、殴る、蹴る、タバコの火を押し付ける、冬に戸外に閉め出す、異物を飲ませる、逆さ吊りにするなどの行為。</p>
<p>性的虐待</p> 	<p>子どもへの性的暴力、性的行為の強要、教唆などの行為で、子どもに性器や性交を見せたり、ポルノ写真の被写体にする行為も含まれます。</p>
<p>保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)</p> 	<p>養育の怠慢や拒否によって、子どもの健康や安全に配慮しない行為です。例えば、食事の世話をしない、衣類を長期間着替えさせない、不潔な住居の中で生活させる、病気の治療をしない、家に置き去りにする、学校に登校させないなどの行為。</p>
<p>心理的虐待</p> 	<p>言葉による脅し、極端に無視する言動、他のきょうだいとの著しい差別的扱いなど、子どもに不安や怯えを与え、心に深い傷を残す行為です。例えば、「生まれてこなければよかった」「殺したい」「あなたはかわいくない」など、存在を否定する言葉の投げかけや、泣いていてもあやそうとしなかつたり、他のきょうだいと衣食住を別にするなどの行為。</p>

子育てに不安がある・子育てがうまくいかないなど 心配ごとがある方は、ぜひ相談しましょう。

－児童虐待や子育てなどに関する相談（連絡）を受け付けています－

● 岩見沢児童相談所

児童福祉の第一線の専門機関です。児童福祉司による相談や場合によっては一時保護、施設入所や里親などへの措置を行います。

- ・住所 岩見沢市鳩が丘1丁目9-16（岩見沢市役所裏側）
- ・電話 **0126-22-1119**

● 南幌町保健福祉課(町総合相談窓口)

子育てや子どもの健康、児童福祉制度の相談や受付を行っています。

- ・住所 南幌町中央3丁目4番26号「あいくる」
- ・電話 011-**378-5888**

● 子育て支援センター

子育てに関する相談や子どもとのふれあいの行事を行っています。

- ・住所 南幌町中央2丁目2番2号「南幌いちい保育園」
- ・電話 011-**378-2734**

● 児童家庭支援センター

地域の子どもの福祉に関する様々な問題について、子どもや家庭から24時間体制で相談を受けています。

「光が丘子ども家庭支援センター」

- ・住所 岩見沢市春日町2丁目3-7
- ・電話 **0126-22-4486**

● 巡回児童相談

子どものしつけや、言葉や精神、身体発達、不登校など子どもに関する相談に岩見沢児童相談所の相談員が応じます。年に数回「あいくる」で行っていますので日時等については、事前に保健福祉課にお問い合わせいただき、予約を行ってください。

● 学校・幼稚園・保育所

毎日のように通っているこれらの施設は、親から離れ学び遊んでいる子どもの様子をよく観察することができますので、子育てで不安なことがあれば相談してください。

● 民生委員児童委員・主任児童委員

町内の行政区ごとに担当者が決まっていますので、子どものことや生活のことで心配事に対して適切な情報提供や相談を行っています。地区の民生委員児童委員・主任児童委員は町の保健福祉課にお問い合わせください。

● 北海道立女性相談援助センター

家庭不和、夫の暴力、離婚などさまざまな問題を抱えた女性の相談に応じています。

- ・住所 札幌市西区西野3条9丁目12番36号
- ・電話相談 011-**666-9955**
- ・相談時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日及び年末年始を除く）
- ・夜間相談 水曜日 17:30～20:00（祝日及び年末年始を除く）
- ・土曜日、日曜日、祝日 9:00～17:00

● 北海道警察本部 少年サポートセンター

虐待を受けている子どもを「保護を要する児童」と捉え、被害少年対策として対応します。

- ・「少年相談110番」
- ・電話相談 **0120-677-110**（フリーダイヤル）
- ・携帯電話からは**011-242-9000**
- ・相談時間 月曜日～金曜日 8:45～17:30

● 弁 護 士

法律の専門家として、虐待を受けている子どもを法的な手続きにより守り、虐待の原因となるような問題に対し、法的な相談に応じます。

- ・電話相談「子どもの権利110番」（札幌弁護士会）
- ・札幌弁護士会 電話 011-**281-5110**
- ・受付時間 毎週木曜日 16:00～18:00（祝日及び年末年始を除く）

● 法務局・子どもの人権専門委員

いじめ・体罰・不登校・虐待などについて子どもの人権の観点から相談に応じます。

- ・電話相談「子どもの人権ホットライン」
0120-007-110（フリーダイヤル）
- ・札幌法務局 電話 011-**728-0780**
- ・相談時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

● 教育相談

いじめ・不登校など学校教育に関する悩みや、育児・しつけなどの家庭教育に関する悩みについて教育相談を行っています。

- 「子ども相談支援センター」
- ・電話相談 **0120-3882-56**（フリーダイヤル） 毎日 24時間
- ・メール相談 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

上記のように沢山の相談窓口がありますので、悩んだときや虐待を見かけたときは、相談や通告をしてください。